

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 23 年度
条 例 名	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例		
条 例 番 号	平成 17 年神奈川県条例第 87 号	法 規 集	第 3 編第 2 章
所 管 課	政策局財政部予算調整課		
条 例 の 概 要	地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	この条例は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	この条例には、その性質上、翌年度以降にわたり継続的に契約を締結しなければならない契約について定めており、その契約に係る事務の取扱いに支障が生じないように、有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	契約の性質上、長期継続契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす契約については、過不足なく規定しており、効率的な事務執行に資するものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	地方自治法の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他 		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 28 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>